

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農業保険法
根拠条項	第212条第3項
処分の概要	命令違反による解散命令
法令の定め	農業保険法 (昭和22年12月15日法律第185号) 第212条 3 農業共済団体が第210条の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体の解散を命ずることができる。
処分基準	<p>農業保険法第212条第3項の規定による解散命令については、北海道知事は、同法第210条の規定に基づく必要措置命令又は監督命令をした場合において、農業共済組合がこの命令に違反したときは、役員の変更又は解任命令をもってしても実効を期待しえない等その違反の程度、解散命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、当該農業共済組合を解散するか否かを判断することとする。</p> <p>〔農業保険法 第210条 行政庁は、第208条の規定により報告を求め、又は前条第1項から第3項までの規定により検査を行った場合において、農業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反すると認めるときは、当該農業共済団体又は当該受託者に業務を委託した農業共済団体に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 2 行政庁は、前項の規定によるほか、この法律の規定による共済事業又は保険事業を適正かつ効率的に行わせるため特に必要があるときは、農業共済団体に対し、これらの事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。〕</p>
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号：011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujourei.html)